

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.016

処 分 名	ペット霊園の設置の許可及び変更の許可
処 分 の 概 要	ペット霊園の設置及び管理並びに移動火葬車による火葬が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるための措置を講ずることにより、市民の生活環境の保全に資することを目的とするもので、ペット霊園を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成 22 年 12 月 17 日条例第 39 号）第 4 条第 1 項 春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則（平成 22 年 12 月 17 日規則第 63 号）第 3 条
審 査 基 準	条例等の規定において、当該許可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しない。
標準処理期間	総日数 14 日（休日は含まない。）
設定年月日	平成 29 年 4 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	第 3 別館 1 階環境政策課窓口への提出
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

第4条（ペット霊園の許可等）、第5条（事前協議）、第6条（標識の設置等）、第7条（説明会の開催）、第8条（関係住民等との協議）、第9条（ペット霊園の設置場所の基準）、第10条（墓地の設置場所の基準）、第11条（墓地の施設の基準）、第12条（納骨堂の施設の基準）、第13条（火葬場の設置場所の基準）、第14条（火葬場の施設の基準）、第15条（工事完了届及び完了検査）、第21条（変更の届出）、

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則

第3条（設置の許可に係る申請）、第4条（施設の変更の許可に係る申請）、第5条（事前協議）、第6条（標識の設置等）、第7条（説明会）、第8条（関係住民等との協議）、第9条（結果通知書の交付等）、第10条（許可書等）、第12条（墓地の設置場所の基準）、第13条（工事完了届及び完了検査合格通知）、第18条（変更の届出）